

令和 9 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省海事局外航課）

項 目 名	経済安全保障の確立等のための外航海運税制の見直し		
税 目	法人税、登録免許税		
要 望 の 内 容	【制度の概要】 ○法人税（トン数標準税制） 「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた対外船舶運航事業者が、次の船舶に係る利益について、みなし利益課税の適用を受けることができる。 1. 日本船舶 2. 準日本船舶（対外船舶運航事業者または本邦船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶） ○登録免許税 国際船舶の所有権保存登記及び抵当権設定登記に係る課税の軽減措置を講じている。 【要望の内容】 外航海運税制について、経済安全保障の確立等のため、必要な見直しを行い、所要の措置を講じる。 【関係条文】 ○法人税（トン数標準税制） 租税特別措置法第 59 条の 2 租税特別措置法施行令第 35 条の 2 租税特別措置法施行規則第 21 条の 17 ○登録免許税 租税特別措置法 第 82 条租税特別措置法施行令 第 43 条 租税特別措置法施行規則 第 31 条の 3	平年度の減収見込額	— 百万円 ○法人税 (▲24,700 百万円) ○登録免許税 (— 百万円) (改 正 増 減 収 額) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 中東情勢の緊迫化等を踏まえ、日本船舶の確保による安定的な国際海上輸送を通じた経済安全保障の確立と日本商船隊の国際競争力強化等を目指す。 (2) 施策の必要性 四面を海に囲まれ、エネルギーや食料等の自給率が低い我が国にとって、貿易量の 99.5%を担う国際海上輸送は国民生活・経済活動に不可欠なインフラであり、今般のホルムズ海峡を巡る事案を受けて、経済安全保障の観点からその重要性が改めて認識された。 日本船舶は、我が国の管轄権の対象であり、経済安全保障の観点から確保を進めることが必要であるが、日本商船隊が世界単一の海運市場を勝ち抜くためには、こうした経済安全保障上の要請と企業活動における国際競争力の強化を両立させることが重要である。 これらの課題に対応するため、外航海運税制について必要な見直しを行い、海事産業群や港湾ロジスティクスの基盤強化とともに、所要の措置を講じる必要がある。		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	【政策評価体系における当該要望の措置の位置付け】 政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間経済等の確保・強化 施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する ○法人税（トン数標準税制） 業績指標：68 外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数 ○登録免許税 業績指標：66 国際船舶の隻数 ○法人税（トン数標準税制） 日本の管轄権の行使が可能な外航船舶を増加させ、安定的な国際海上輸送を実現し、経済安全保障の確立を図る。 ○登録免許税 国際船舶の隻数を、令和9年央までに 366 隻に増加させる。 ※令和10年央以降は検討中。 また、特定船舶について、我が国の造船事業者により建造された船舶のうち、特定船舶の構造、装置又は性能に係る要件を満たす船舶について、特定船舶の導入を促進することにより、令和12年度を目処に外航船舶については約30%の普及・維持を目指す。 租税特別措置の適用又は延長期間 ○法人税（トン数標準税制） 5年間（令和9年4月1日～令和14年3月31日） ○登録免許税 3年間（令和9年4月1日～令和12年3月31日）

		同上の期間中の達成目標	○法人税（トン数標準税制） 検討中安定的な国際海上輸送を計画的に確保するために必要な日本の管轄権が及ぶ外航船舶の隻数 ○登録免許税 ・国際船舶の隻数を、令和9年央までに366隻に増加させる。 ※令和10年央以降は検討中。 ・我が国の造船事業者により建造された船舶のうち、特定船舶の構造、装置又は性能に係る要件を満たす船舶について、外航船舶については令和11年度を目処に約30%の普及・維持を目指す。
		政策目標の達成状況	○法人税（トン数標準税制） 日本船舶は令和4年度の285隻から令和7年度までに341隻まで増加しており、令和8年度末には349隻まで増加する見込みである。 なお、令和8年度末には日本船舶及び準日本船舶の合計隻数は377隻になる見込みである。 ○登録免許税 令和8年央の国際船舶は351隻であり、前年（令和7年央）と比べて11隻増加しており、全体として増加傾向にあるが、さらなる増加に向け、引き続き取り組む必要がある。 また、特定船舶について、我が国の造船事業者により建造された船舶のうち、特定船舶の構造、装置又は性能に係る要件を満たす船舶について、令和7年度においては31.2%であり、引き続き安全・環境性能に優れた高品質な船舶の導入に取り組む必要がある。
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	○法人税（トン数標準税制） — ○登録免許税 国際船舶及び特定船舶の取得に係るコストの軽減を通じて、国際船舶が増加していることから、本特例措置の有効性が認められる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	○法人税（トン数標準税制） トン数標準税制（法人住民税・法人事業税） ○登録免許税 国際船舶に係る課税標準の特例措置（固定資産税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																								
		要望の措置の妥当性	○法人税（トン数標準税制） 本特例措置により、利益の変動が激しい対外船舶運航事業者にとって、毎年の納税額が予見可能となり、高額な船舶投資を安定的・計画的に行うことが可能となるため、政策目的の達成のために効率的な政策手法であり、妥当性を有する。 ○登録免許税 国際船舶に係る登録免許税の課税の軽減措置を講じることとは、国際船舶の取得に係るコストの軽減によりその増加を促進し、我が国の経済活動を支える国際海上輸送の安定的な確保を通じた経済安全保障の確立に資するものである。 また、国際船舶のうち新造船について、対象を特定船舶に限定した上で課税の軽減措置を拡充することは、国際的・社会的に求められている安全性や環境性能等に優れた高品質な船舶の導入を促進し、国際競争力強化に資するものであり、本要望の措置は妥当である。。																								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○法人税（トン数標準税制） <table><tr><td></td><td>適用件数</td><td>適用額</td><td>減収額</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>6者</td><td>111,931百万円</td><td>25,262百万円</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>6者</td><td>148,548百万円</td><td>33,694百万円</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>5者</td><td>158,726百万円</td><td>36,157百万円</td></tr></table> ※認定事業者4社1グループへのアンケート調査に基づき算出 ○登録免許税 <table><tr><td>年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>実績</td><td>21百万円 (10隻)</td><td>87百万円 (16隻)</td><td>159百万円 (27隻)</td></tr></table> ※海事局における国際船舶に係る手続きの実績を集計			適用件数	適用額	減収額	令和5年度	6者	111,931百万円	25,262百万円	令和6年度	6者	148,548百万円	33,694百万円	令和7年度	5者	158,726百万円	36,157百万円	年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	実績	21百万円 (10隻)	87百万円 (16隻)	159百万円 (27隻)
		適用件数	適用額	減収額																							
令和5年度	6者	111,931百万円	25,262百万円																								
令和6年度	6者	148,548百万円	33,694百万円																								
令和7年度	5者	158,726百万円	36,157百万円																								
年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																								
実績	21百万円 (10隻)	87百万円 (16隻)	159百万円 (27隻)																								
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	○法人税（トン数標準税制） トン数標準税制 1. 条項：59条の2 2. 適用件数 令和4年度：5件 令和5年度：4件 令和6年度：6件 3. 適用総額 令和4年度：81,843,134千円 令和5年度：69,204,136千円 令和6年度：110,040,267千円 ○登録免許税 —																									

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	○法人税（トン数標準税制） 日本商船隊の中核である日本船舶については、トン数標準税制の導入の効果もあり、これまでの減少基調から増加に転じ、認定事業者による日本船舶の隻数は、トン数標準税制導入時の77隻から令和8年度末には349隻となる見込みであり、現行制度が有効に活用されている。 ○登録免許税 本特例措置により、国際船舶及び特定船舶の取得に係るコストが軽減され、外航船舶の取得に対して税負担等の免除・軽減措置を講じている諸外国とのコスト差の縮小が図られる。
	前回要望時の達成目標	○法人税（トン数標準税制） 日本船舶及び準日本船舶の合計隻数を、5年間（令和5年度以降）で370隻程度とすることを目標とする。 ○登録免許税 ・国際船舶の隻数を、令和7年央までに332隻に増加させる。 ・1年間に新たに就航する新造の国際船舶のうち20%を特定船舶にする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	○法人税（トン数標準税制） 令和8年度末時点で383隻（日本船舶349隻、準日本船舶28隻）の見込みであるところ、順調に推移している。 ○登録免許税 令和7年央の国際船舶の隻数は340隻であり、前回要望時の目標を達成した。 また、令和6年度の1年間で新たに就航した新造の国際船舶のうち、85.7%が特定船舶であった。令和7年度においては、100%すべてが特定船舶となっており、前回要望時の目標を達成した。
これまでの要望経緯		○法人税（トン数標準税制） 平成21年度 日本船舶についてトン数標準税制（5年間）を創設 平成24年度 準日本船舶（対外船舶運航事業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶）まで課税の特例とする拡充要望 平成25年度 準日本船舶まで対象を拡充 平成29年度 準日本船舶について、日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶まで対象とする拡充要望 平成30年度 準日本船舶について、日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶まで対象を拡充 令和5年度 みなし利益水準の引き上げを要望 ○登録免許税 平成8年度 創設 平成9年度 拡充要望（認められず） 平成10年度 拡充・延長要望（延長のみ） 平成11年度 拡充（海外から譲渡を受けた国際船舶（船齢5年未満に限る）を追加、国際船舶の定義の見直し）

平成 12 年度	延長
平成 14 年度	縮減・延長（税率 1 /1000→1. 5/1000）
平成 16 年度	縮減・延長（税率 1. 5/1000→2 /1000）
平成 18 年度	縮減・延長（税率 2 /1000→2. 5/1000）
平成 20 年度	延長
平成 22 年度	延長（税率 2. 5/1000→3 /1000）
平成 23 年度	拡充・延長（拡充は認められず延長のみ）
平成 24 年度	延長（税率 3 /1000→3. 5/1000）
平成 26 年度	拡充・延長（拡充は認められず延長のみ）
平成 28 年度	拡充・延長（船齢要件の撤廃。PSC による拘留を一度も受けたことがない船舶に限定）
平成 30 年度	拡充・延長（拡充は認められず延長のみ）
令和 2 年度	延長
令和 4 年度	拡充・延長（拡充は認められず延長のみ）
令和 6 年度	拡充・延長（国際船舶の定義の見直し。新造船は国際船舶のうち特定船舶に限定し、税率 3. 5/1000→2 /1000 に拡充）